

## 令和3年度補正予算に基づく各種助成金のご案内

### ① 「業務改善助成金特例コース」のご案内

R4/1/18 にご紹介しています [『業務改善助成金の特例コース』のお知らせ](#) (PDF版) をご覧ください。

### ② 「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」のご案内

人材確保等支援助成金（テレワークコース）は、良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主（雇用保険適用事業主）を支援するものです。

これまで、テレワーク勤務を「新規に導入する場合」に限定していましたが、この度「試行的に導入している又は試行的に導入していた場合」も対象になりました。

#### 【助成対象となる取組（経費）】

テレワーク用通信機器の導入・運用（テレワーク用サービス利用料も追加されました）、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、外部専門家によるコンサルティング、就業規則・労使協定等の作成・変更

#### 【助成額】

「機器等導入助成」 助成率 30%（上限額有）

受給後、離職率等の基準を満たした場合の「目標達成助成」もあります。

#### 【厚生労働省HP】

要領のほか、各申請書類や記載例、Q&A 等が掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework\\_zyosei\\_R3.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html)

リーフレットは、次の URL をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000766164.pdf>

### ③ 「小学校休業等対応助成金について」

令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主を支援します。

- 1 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などを行った小学校など（保育所等を含みます）に通う子ども
- 2 新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校などを休む必要がある子ども

#### 【申請期限（原則）】

令和3年11月1日～12月31日までの休暇：令和4年2月28日（月）**必着**

令和4年1月1日～3月31日までの休暇：令和4年5月31日（火）**必着**

#### 【厚生労働省HP】

制度概要、申請手続き、問い合わせ先などが紹介されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

※問い合わせ先と申請先が異なりますので、ご注意ください。